平成３０年（フ）第１１８５号
横浜市金沢区六浦東１丁目６番10―401号
債務者　淨法寺　信
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３９１７号
東京都葛飾区東金町８丁目２－３　パールハイツＡ棟201号
債務者　鈴木　國次
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９５２号
東京都板橋区大谷口上町46―２　メゾンｋⅡ101
債務者　樋渡　浩三
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９５５号
東京都練馬区中村北３丁目16―17―502
債務者　名城　雅史
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９６４号
東京都杉並区高円寺南５丁目35―10―201
債務者　高橋　光雄
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１９５号
横浜市緑区長津田みなみ台７丁目33番地15
上の原グリーンハイツ10棟403号
債務者　櫻井千恵子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１５１８号
千葉県市原市八幡石塚２丁目２番地18　サンライズガーデン１―101
破産者　三浦　治人
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５３４号
千葉市中央区道場北１丁目４番33号　ソラリス101号
破産者　中島　義真
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１１５号
千葉県習志野市津田沼７丁目５番15―202号
破産者　川口　展央
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１号
長崎県松浦市今福町浦免475番地
破産者　株式会社岩藤土地建物
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
佐賀県伊万里市山代町久原4075番地２
破産者　岩藤　一俊
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２９年（フ）第１６１４号
千葉市花見川区朝日ケ丘２丁目２番８棟202号
破産者　鈴木　　亮
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３２５号
千葉県市原市石川306番地238
破産者　髙品　直美（旧姓髙橋）
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１６号
千葉県木更津市中里１丁目９番23号
破産者　有限会社大高技建
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１１７号
千葉県木更津市中里１丁目９番23号
破産者　宇井　大貴
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第４６６号
新潟市中央区山二ツ２丁目10番12号
破産者　株式会社トライアングルフィールド
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１５号
山梨県甲府市丸の内２丁目32番19―705号、前本店所在地山梨県中巨摩郡昭和町西条251番地
破産者　有限会社アウル
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５８号
群馬県前橋市総社町総社3136番地１
破産者　株式会社タートル
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係